

(株) HHK ピース 訪問看護ステーション フウカ

契約書・重要事項説明書・個人情報使用同意書

訪問看護ステーション フウカ(以下「当ステーション」という)は、利用者に対して行う訪問看護及び介護予防訪問看護(以下「訪問看護」という)について、次の通り契約します。

第1条(契約の目的)

当ステーションは、利用者に対し、介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問看護を提供します。

第2条(契約期間)

- 1.この契約期間は契約日から利用者の要介護認定及び要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2.契約満了の7日前までに利用者から当ステーションに対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

第3条(訪問看護計画書の作成・変更)

- 1.当ステーションは、医師の診断に基づいて、利用者の病状・心身状況・日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」又は「介護予防サービス計画」に沿って、「訪問看護計画書」もしくは「介護予防訪問看護計画書」を作成します。
- 2.当ステーションは、「訪問看護計画書」又は「介護予防訪問看護計画書」の内容を利用者及びその家族に対して書面を交付して説明を行い、署名にて同意を得るものとします。
- 3.次のいずれかに該当する場合、当ステーションは、第1条に規定する訪問看護の目的にしたがって、「訪問看護計画書」もしくは「介護予防訪問看護計画書」を変更します。
 - ① 利用者の心身の状況・環境などの変化により、当該訪問看護計画の変更を要する場合
 - ② 利用者およびその家族などが、訪問看護計画の変更を希望する場合

第4条(主治医との関係)

- 1.当ステーションは、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護のサービス提供を開始します。
- 2.当ステーションは、「訪問看護計画書」および「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。

第5条(訪問看護の内容)

- 1.利用者が提供を受ける訪問看護の内容は契約書に定めた通りです。当ステーションは、契約書に定めた内容について、利用者及びその家族に説明します。
- 2.当ステーションは、当ステーションの職員を利用者の居宅に派遣し、訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画に沿って契約書に定めた内容の訪問看護を提供します。
- 3.2項の当ステーションの職員は、看護師、准看護師のいずれかの資格を取得した者です。
- 4.訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画が利用者との合意をもって変更され、当ステーションが提供するサービスの内容又は介護保険適応の範囲が変更となる場合は事前に利用者の了解を得ます。

第6条(サービス提供の記録)

- 1.当ステーションは、サービスの提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 2.利用者は、当ステーションの業務時間内にその当ステーションにて、当該利用者に関する1項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 3.利用者は、当該利用者に関する1項のサービス提供記録の複写の交付を受けることができます。

第7条(料金)

- 1.利用者は、サービスの対価として契約書に定める利用料金の単価をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2.当ステーションは、当月の料金の合計額を請求書に明細を付して、翌月15日までに利用者へ請求します。
- 3.当月の料金の合計額を翌月末までにお支払いください。お支払方法は、①現金集金、②銀行振込の2通りがあります。銀行振込をご利用される場合には請求書に印字されている口座名義へお願いします。
なお、振込手数料は利用者負担となります。
- 4.当ステーションは、利用者から料金の支払いを受けた時は、利用者に対し領収書を発行します。
- 5.利用者は、居宅において当ステーションの職員がサービス実施のために使用する水道、ガス、電気、電話等の費用を負担します。

第8条(サービスの中止)

利用者は、当ステーションに対して、サービス提供の24時間前までに通知することにより、サービス利用を中止することができます。

第9条(料金の変更)

- 1.当ステーションは、利用者に対してあらかじめ説明し、文書で通知することにより利用料金の単価の(増額又は減額)を申し入れることができます。
- 2.利用者は、料金の変更を承諾できない場合、当ステーションに対し文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

第10条(契約の終了)

- 1.利用者は、当ステーションに対し、1週間の予告期間において文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者の急変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は予告期間が1週以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2.当ステーションは、やむを得ない事情がある場合、利用者に対し、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3.次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - (1)当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - (2)当ステーションが守秘義務に反した場合
 - (3)当ステーションが利用者やその家族等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - (4)当ステーションが破産した場合

4.次の事由に該当した場合は、当ステーションは文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。

(1)利用者のサービス利用料金の支払いが2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず10日以内に支払われない場合

(2)利用者又はその家族が当ステーション職員に対して、この契約を継続し難いほどの重大な背信行為を行った場合

5.次の事由に該当した場合は、この契約を自動的に終了します。

(1)利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合(但し、3ヶ月以内に利用者が退所又は退院し、再び居宅において日常生活を営む状況になった場合は利用者と当ステーションの双方の合意により契約を継続できるものとします。)

(2)利用者の要介護認定区分が非該当(自立)と認定された場合(但し、1年以内に利用者が再び要介護認定となった場合は利用者と当ステーションの双方の合意により契約を継続できるものとします。)

(3)医師により訪問看護の必要性が認められなくなったと判断された場合

(4)利用者が死亡した場合

第11条(秘密保持)

1.当ステーション及び当ステーションの職員は、サービス提供する上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。このことは退職後においても同様とします。

2.当ステーションは、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

3.当ステーションは、利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

第12条(賠償責任)

当ステーションは、サービス提供にともなって当ステーションの責めに帰する事由により、利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。但し、当ステーションの責めに帰すべき事由によらない場合はこの限りではありません。

第13条(緊急時の対応)

当ステーションは、サービス提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、必要に応じて臨機応変の処置を行うと共に、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等の措置を講じます。但し、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。また、家族、介護支援専門員、介護予防支援担当者へも連絡します。

第14条(身分証携行義務)

当ステーションの職員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者又はその家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第15条(連携)

1.当ステーションは、訪問看護の提供にあたり利用者のサービス計画担当者及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

2.当ステーションは、この契約の内容が変更された場合又はこの契約が終了した場合は、その内容につい

て速やかに利用者のサービス計画担当者に連絡します。

3.当ステーションは、第9条2項又は4項に基づいて解約通知をする際は事前に利用者のサービス計画担当者に連絡します。

第16条(相談・苦情対応)

当ステーションは、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に迅速に対応します。

第17条(身体拘束等の原則禁止)

当ステーションでは、原則としてご利用者様に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等の恐れがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる時は、利用者及び家族に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は身体拘束を行った日時、理由及び態様についての記録を行います。また、身体拘束を無くす取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければご利用者様本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することが出来ない場合に限りします。
- (3) 一時性……ご利用者様本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが無くなった場合は、直ちに身体拘束を解除します。

第18条(虐待防止に関する事項)

1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとします。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(オンライン可)を定期的で開催するとともに、その結果について従業員に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備(担当者の設置)
- (5) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に当該事業者又は養護者(利用者の家族等、高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は速やかにこれを市町村に通報するものとする。

第19条(本契約に定めのない事項)

1.利用者及び当ステーションは、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。

2.この契約に定めのない事項については介護保険法その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意をもって協議の上、定めます。

第20条(裁判管轄)

利用者及び当ステーションは、この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一管轄裁判所とすることをあらかじめ合意します。

第 21 条（非常災害計画）

指定訪問看護事業者は、非常災害に際して必要な具体的計画の策定、関係機関との連携体制の確保、避難・救出訓練を実施します。また、防火管理者または火気・消防等について責任者を定め、その者に消防計画の樹立等の業務を行わせます。

- （1） 防災訓練 年 1 回以上
- （2） その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。

第 22 条（業務継続計画の策定）

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定法も看護事業サービスの提供を継続的に実施し、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとします。
- 2 事業所は、従業者に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとします。
- 3 事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとします。

第 23 条（ハラスメント対策の強化に関する事項）

職場において行われる性的な言動または優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確か等の必要な措置を講じます。

☆相談、要望、苦情等の窓口

訪問看護に関する相談、要望、苦情等は下記窓口までご連絡ください。

- 連絡先 訪問看護ステーション フウカ 017-752-8768
- 担当者 船木 大介
- 受付日 月曜日から土曜日(但し、祝祭日、12月30日から1月3日を除く)
- 受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分

訪問看護ステーション フウカ 重要事項説明書

訪問看護ステーション フウカの訪問看護サービスの提供にあたっての重要事項は次の通りです。

1. 当ステーションの概要

(1)当ステーションの名称・所在地

事業所	訪問看護ステーション フウカ
所在地	青森市南佃2丁目18番7号
電話番号	017-752-8768
FAX 番号	017-752-8769
事業所番号	0260190368
サービス提供地域	青森市(旧浪岡町を除く)

(2)当ステーションの職員体制

職名	資格	常勤	非常勤	業務内容
管理者	看護師	1名 (訪問看護師と兼務)		訪問看護業務 及び従業者・業務の管理
訪問看護師	看護師 准看護師	1名 1名	2名	訪問看護業務

(3)サービスの提供時間

業務時間	月曜日から土曜日 午前8時30分から午後5時30分 (緊急時、その他必要な場合はこの限りではありません)
休日	日曜日・祝日 12月30日から1月3日
その他	24時間対応可能です

2. 当ステーションの訪問看護の運営方針

- (1)指定訪問看護の提供にあたっては、利用者の要介護状態の軽減もしくは悪化の防止に資するよう、また、指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、利用者の介護予防に資するよう療養上の目標を設定し、計画的に行います。
- (2)指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、主治医との密接な連携及び訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画に基づき、利用者がその有する能力を最大限活用できるような方法等により、妥当かつ適切に行います。
- (3)訪問看護計画書及び介護予防訪問看護計画書の作成後は、当該訪問看護計画及び介護予防訪問看護計画の実施状況の把握を行い、その結果を指定介護支援事業所及び指定介護予防支援事業所に報告します。
- (4)指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上の必要な事項について理解しやすいよう指導又は説明を行います。
- (5)指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の提供にあたっては、医学の進歩に対し、適切な看護技術をもって行います。
- (6)自らその提供する指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の質を評価し、常にその改善を図ります。

3. サービスの内容等

(1) サービスの内容

- ① 病状、障害の観察
- ② 身体の清潔保持
- ③ 食事及び排泄等日常生活の援助
- ④ 褥瘡の予防、処置
- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ 認知症患者の看護
- ⑦ 療養生活や家族に対する看護及び介護指導
- ⑧ カテーテル等の管理
- ⑨ ターミナルケア（緩和ケア）
- ⑩ その他、医師の指示による医療処置

(2) 看護職員等の禁止行為

当ステーション職員等はサービスの提供にあたって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又はその家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ② 利用者又はその家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービスの提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑥ その他利用者又はその家族等に対して行う、宗教、政治、営利活動、その他迷惑行為

4. 利用料その他の費用の額

訪問看護及び介護予防訪問看護を提供した場合の利用料その他の費用は次の通りであり、サービスを開始するにあたり、あらかじめ利用者又はその家族に対し、趣旨の理解を得ることとします。

(1) 基本利用料

厚生労働大臣が定める基準により算定し、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、利用者負担の割合分となります。但し、介護保険給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

① 介護予防訪問看護費(要支援者の場合)

	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
看護師が行う 介護予防法訪問看護	3,030円/回	4,510円/回	7,940円/回	10,900円/回
准看護師が行う 介護予防訪問看護	2,727円/回	4,059円/回	7,146円/回	9,810円/回

② 訪問看護費(要介護者の場合)

	20分未満	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上1時間30分未満
看護師が行う 訪問看護	3,140円/回	4,710円/回	8,230円/回	11,280円/回
准看護師が行う 訪問看護	2,826円/回	4,239円/回	7,407円/回	10,152円/回

※早朝(6:00～8:00)及び夜間(18:00～22:00)におけるサービス提供は上記金額の 25%増の額、深夜(22:00～6:00)におけるサービス提供は上記金額 50%増の額となります。

※1 ヶ月あたり同一建物の利用者 20 名以上にサービスを行う場合は上記金額 10%減の額、50 人以上にサービスを行う場合は上記金額 15%減の額となります。

(2)加算料金

加算	加算の要件	加算額
緊急時訪問看護加算	利用者及び家族等から看護に関する意見を求められた場合に常時対応できる体制にあり、必要に応じて緊急訪問を行う場合	5,740 円/月
特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者(※1)に対し、計画的な管理を行った場合	(1)5,000 円/月 (2)2,500 円/月
ターミナルケア加算 (介護予防を除く)	在宅で死亡した利用者(ターミナルケアを行った後、24 時間以内に自宅以外で死亡した者を含む)に対し、死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上訪問看護を行った場合	25,000 円 /当該月
初回加算	新規に訪問看護計画を作成した場合	退院日の訪問 3,500 円 退院二日目以降の訪問 3,000 円 /当該月
退院時共同指導加算	入院・入所中の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合	6,000 円/回
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対し、1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合	3,000 円/回
複数名訪問看護加算 1 (30 分未満)	要件を満たす場合(※2)であって同時に複数の看護師等が訪問看護を行った場合	2,540 円/回
複数名訪問看護加算 1 (30 分以上)		4,020 円/回
複数名訪問看護加算 2 (30 分未満)	要件を満たす場合(※2)であって同時に看護師等と看護補助者が訪問看護を行った場合	2,010 円/回
複数名訪問看護加算 2 (30 分以上)		3,170 円/回
看護・介護職員連携強化加算 (介護予防を除く)	訪問介護事業者と連携し、痰の吸引等が必要な利用者に係る計画の作成や訪問介護員に対する助言等の支援を行った場合	2,500 円/月
特別地域訪問看護加算 1		所定単位数 の 15%
訪問看護処遇改善加算		所定単位数 の 1.8%

※1「特別な管理を必要とする利用者」とは、以下に掲げる状態の方をいいます。

加算(1)

- 在宅悪性腫瘍等患者指導管理又は在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある方
- 気管カニューレ又は留置カテーテルを使用している状態にある方

加算(Ⅱ)

- 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある方
- 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態にある方
- 真皮を超える褥瘡の状態にある方
- 在宅患者訪問点滴注射管理指導を算定している方

※2「要件を満たす場合」とは、以下に掲げる場合をいいます。

- 同時に複数の看護師・准看護師・看護補助者等による訪問看護を行うことについて利用者又はその家族等の同意を得ていること
- ①利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合
- ②暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損行為等が認められる場合
- ③その他利用者の状況から判断して、①又は②に準ずると認められる場合

(3)その他の費用

- 死後の処置 10,000円
- 交通費 ※通常のサービス地域内は無料です。
※通常のサービス実施地域を越えた地点から片道1km未満 300円
※通常のサービス実施地域を越えた地点から片道1km以上 500円

(4)料金の支払い

当月の料金を翌月15日までの間に請求いたしますので、月末までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払方法は、①現金集金、②銀行振込の2通りがあります。銀行振込をご利用される場合には請求書に印字されている口座名義へお願いします。

なお、振込手数料は利用者負担となります。サービス実施のために居宅において使用される水道、ガス、電気、電話等の費用は利用者負担となります。

5. サービスの利用方法

(1)サービス利用の流れ

- ①主治医による診察(訪問看護の要否判定)
- ②利用者及びその家族等からの申し込み
- ③居宅サービス計画(ケアプラン)、及び介護予防サービス計画の作成依頼をされていない方は事前に、介護支援専門員又は地域包括支援センター職員とご相談ください。
- ④主治医から指示書を交付してもらいます。

※ご利用にあつたてのお願い

介護保険被保険者証・医療保険被保険者証・医療受給者証等を確認させていただきます。

(2)サービスの終了

①利用者のご都合でサービスの終了を希望する場合

最終利用日の7日前までにお申し出ください。

②当ステーションの都合でサービスを終了する場合

人員不足等のやむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございますが、その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知します。

③自動終了

ア.利用者が介護保険施設・医療機関に入所又は入院した場合

但し、3ヶ月以内に利用者が退所又は退院し、再び在宅において日常生活を営む状況になった場合は、利用者と当ステーションの双方の合意によりサービスの継続が可能です。

イ.利用者が死亡した場合

④その他

ア.当ステーションが正当な利用なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者又はその家族に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、即座にサービスを終了できます。

イ.利用者がサービス利用料金の支払いを遅延し、料金を支払うよう催告したにも関わらず支払わない場合、サービスを終了させていただく場合がございます。

6. サービス内容に関する苦情

当ステーションの提供した訪問看護に対して、不満や苦情がある場合には、どんな些細なことでも構いませんので、次の窓口まで連絡ください。

(1) 当ステーションの利用者相談・苦情窓口

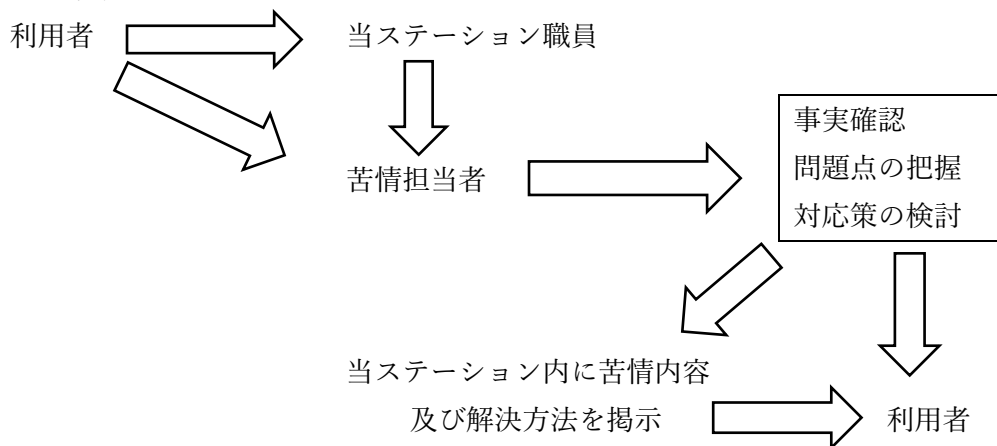
担当者 船木 大介

電話 017-752-8768

FAX 017-752-8769

受付日 月曜日～土曜日(但し、祝日・12月30～1月3日を除く)

(2) 処理手順



(3) その他

当ステーション以外に、お住まいの市町村及び青森県国民健康保険団体連合会の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

青森市福祉部介護保険課（青森市役所 介護保険課）

電話番号 017-734-5257

青森県国民健康保険団体連合会（苦情処理委員会）

電話番号 017-723-1301

青森県運営適正化委員会（福祉サービス相談センター）

電話番号 017-731-3039

7. 秘密保持及び個人情報の保持

- (1) 従業者及び従業者であった者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。
- (2) 事業者は、従業者及び従業者であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (3) 当ステーションは、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとします。
- (4) 当ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、当ステーションでの事業の提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又はその家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとします。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じた時は、必要に応じて臨機応変の処置を行うと共に、速やかに主治医へ連絡を行い、指示を求める等の措置を講じます。但し、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じます。また、家族、介護支援専門員、介護予防支援担当者等へも連絡します。

9. 事故発生時の対応

サービスの提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し応急処置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに利用者がお住まいの市町村、家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行います。また、事故の状況及び事故に際してとった措置について記録すると共に、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。利用者に対して、当ステーションの看護サービスにより賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害を賠償します。なお、当ステーションは三井住友海上火災保険株式会社と損害賠償保険契約を締結しております。

主治医	医療機関名		
	氏名		電話番号
緊急連絡先	住所		
	氏名	続柄	電話番号

○(介護予防)訪問看護の内容

提供するサービスの内容は下記の通りです。

曜日	時間帯	内容	備考
月			
火			
水			
木			
金			
土			
日			

○利用料(要支援の場合)

お支払いいただく料金の単価は下記の通りです。利用料のうち各利用者様の負担割合に応じた金額をお支払いさせていただきます。

当該	基本料金(保健師・看護師等)	1割負担	2割負担	3割負担	
	予防訪看 I 1(20分未満)	3,030円	303円	606円	909円
	予防訪看 I 1・准看(20分未満)	2,727円	272円	545円	818円
	予防訪看 I 2(30分未満)	4,510円	451円	902円	1,353円
	予防訪看 I 2・准看(30分未満)	4,059円	405円	811円	1,217円
	予防訪看 I 3(60分未満)	7,940円	792円	1,588円	2,382円
	予防訪看 I 3・准看(60分未満)	7,146円	714円	1,426円	2,143円
	予防訪看 I 4(90分未満)	10,900円	1,090円	2,180円	3,270円
	予防訪看 I 4・准看(90分未満)	9,810円	981円	1,962円	2,943円
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や早朝(18:00～22:00、6:00～8:00)におけるサービス提供は上記金額に25%増の額、深夜(22:00～6:00)におけるサービス提供は上記金額50%増の額となります。 ・当ステーションと同一敷地内又は隣接する有料老人ホーム等に居住する利用者、1ヶ月あたり同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は上記金額の10%減の額となります。 ・当ステーションと同一敷地内又は隣接する有料老人ホーム等に居住する利用者、1ヶ月あたり同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合は上記金額の15%減の額となります。 					

	予防緊急時訪問看護加算	5,740円/月	574円	1,148円	1,722円
	予防特別管理加算	(I)5,000円/月 (II)2,500円/月	500円 250円	1,000円 500円	1,500円 750円
	予防長時間訪問看護加算(90分以上)	退院日当日訪問 3,500円/回 退院2日目以降訪問 3,000円/月	350円 300円	700円 600円	1,050円 900円
	予防退院時共同指導加算	6,000円/回	600円	1,200円	1,800円
	予防訪問看護初回加算	退院日当日訪問 3,500円/当該月 退院2日目以降訪問 3,000円/当該月	350円 300円	700円 600円	1,050円 900円
	予防複数名訪問看護加算(I)(30分未満)	2,540円/回	254円/回	508円/回	762円/回
	予防複数名訪問看護加算(I)(30分以上)	4,020円/回	402円/回	804円/回	1,206円/回
	予防複数名訪問看護加算(II)(30分未満)	2,010円/回	201円/回	402円/回	603円/回
	予防複数名訪問看護加算(II)(30分以上)	3,170円/回	317円/回	634円/回	951円/回
	特別地域訪問看護加算1	所定単位数の15%			
	訪問看護処遇改善加算	所定単位数の1.8%			

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は一旦、上記の料金の全額をいただき、サービス提供証明書を発行いたしますので、領収書を添えて各市町村窓口に出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

○利用料(要介護の場合)

お支払いいただく料金の単価は下記の通りです。利用料のうち各利用者様の負担割合に応じた金額をお支払いさせていただきます。

当該	基本料金(保健師・看護師等)	1割負担	2割負担	3割負担	
	訪看 I 1(20分未満)	3,140円	314円	628円	942円
	訪看 I 1・准看(20分未満)	2,826円	282円	565円	847円
	訪看 I 2(30分未満)	4,710円	471円	942円	1,413円
	訪看 I 2・准看(30分未満)	4,239円	423円	847円	1,271円
	訪看 I 3(60分未満)	8,230円	823円	1,646円	2,469円
	訪看 I 3・准看(60分未満)	7,407円	740円	1,481円	2,222円
	訪看 I 4(90分未満)	11,280円	1,128円	2,256円	3,384円
	訪看 I 4・准看(90分未満)	10,152円	1,015円	2,030円	3,045円
<ul style="list-style-type: none"> ・夜間や早朝(18:00~22:00、6:00~8:00)におけるサービス提供は上記金額に25%増の額、深夜(22:00~6:00)におけるサービス提供は上記金額50%増の額となります。 ・当ステーションと同一敷地内又は隣接する有料老人ホーム等に居住する利用者、1ヶ月あたり同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合は上記金額10%減の額となります。 ・当ステーションと同一敷地内又は隣接する有料老人ホーム等に居住する利用者、1ヶ月あたり同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合は上記金額15%減の額となります。 					
	緊急時訪問看護加算	5,740円/月	574円	1,148円	1,722円
	特別管理加算	(I)5,000円/月	500円	1,000円	1,500円
		(II)2,500円/月	250円	500円	750円
	ターミナルケア加算	25,000円/当該月	2,500円/当該月	5,000円/当該月	7,500円/当該月
	長時間訪問看護加算(90分以上)	3,000円/回	300円	600円	900円
	退院時共同指導加算	6,000円/回	600円	1,200円	1,800円
	訪問看護初回加算	退院日当日訪問 3,500円/当該月	350円	700円	1,050円
		退院2日目以降訪問 3,000円/当該月	300円	600円	900円
	複数名訪問看護加算(I)(30分未満)	2,540円/回	254円/回	508円/回	762円/回
	複数名訪問看護加算(I)(30分以上)	4,020円/回	402円/回	804円/回	1,206円/回
	複数名訪問看護加算(II)(30分未満)	2,010円/回	201円/回	402円/回	603円/回
	複数名訪問看護加算(II)(30分以上)	3,170円/回	317円/回	634円/回	951円/回
	特別地域訪問看護加算	所定単位数の15%			
	訪問看護処遇改善加算	所定単位数の1.8%			

※介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者を支払わない場合があります。その場合は一旦、上記の料金の全額をいただき、サービス提供証明書を発行いたしますので、領収書を添えて各市町村窓口へ提出しますと差額の払い戻しを受けることができます。

個人情報使用同意書

私(及び私の家族等)の個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用することに同意します。

記

1. 使用目的

- (1) 訪問看護のサービスの提供を受けるにあたって、介護支援専門員又は介護予防支援担当者と介護サービス事業者との間で行われる連絡調整及びサービス担当者会議において、利用者の状態、家族の状況を把握するために必要な場合(要支援・要介護認定を受けている場合)
- (2) 利用者の要望、状態の変化に応じて、適切に対処するにあたり、主治医及び医療機関と連携を図る必要がある場合
- (3) サービス利用中、体調不良等により保健医療機関への情報提供の必要が生じた場合
- (4) 介護保険・医療保険の請求事務に必要な場合
- (5) 公的機関等からの調査依頼において必要な場合
- (6) サービス提供中の事故に係る保険会社等への相談・届出等において必要な場合
- (7) 「介護サービス情報の公表」にかかわる調査に必要な場合
- (8) その他訪問看護を受けるにあたって必要な場合
- (9) 上記各号に関わらず緊急を要する場合

2. 個人情報を提供する事業所等

- (1) 居宅介護支援事業所及び地域包括支援センター、居宅サービス計画に記載されている介護サービス事業所及び在宅生活を継続するにあたって必要と思われる者
- (2) 主治医及び主治医の所属医療機関、保険薬局、医療・福祉サービス事業者
- (3) その他保健医療機関
- (4) 国保連合会、社会保険診療報酬支払基金、自治体(保険者)
- (5) 公的機関
- (6) 地方公共団体、保険会社等
- (7) 「介護サービス情報の公表」における調査機関
- (8) 地域包括支援センター、民生委員等必要と思われる者
- (9) 緊急内容により必要と思われる関係機関等

3. 使用する期間

サービスの提供を受けている期間及び保険事務終了までの期間

4. 使用する条件

- (1) 個人情報について必要最小限で使用するものとし、サービス提供に係る目的以外では使用しない。また、サービス利用にかかわる契約の締結前からサービス終了後においても第三者に漏らさない。
- (2) 個人情報を使用した会議の日時・出席者・内容等について記載し、会議以外で使用した場合においても同様に記録する。

施設入居者に関する同意書

訪問看護計画書について、私及び私の家族に代わり施設職員が内容等の説明を受け、記名・捺印すること

以上

契約書、重要事項説明書、個人情報使用同意書、施設入居者に関する同意書について、利用者又はその代理人に説明を行いました。

契約を証明するため、本書2通を作成し、利用者及び当ステーションの双方が記名・捺印の上、それぞれ1通ずつ保有します。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

(事業者) <事業所名> 訪問看護ステーション フウカ
<所在地> 青森市南佃2丁目18-7
<管理者名> 船木 大介
<説明者> 船木 大介

(利用者) 私は、重要事項の説明を受け、契約内容に同意し、訪問看護サービスの利用を申し込みます。
また、個人情報使用同意書について、同意します。

<住所>

<氏名>

印

(代理人) 私は、利用者本人の契約の意思を確認の上、本人に代わり、上記署名を行いました。

<住所>

<氏名>

印